

新座市役所からのお知らせです！



止水板等設置費補助金制度のご案内

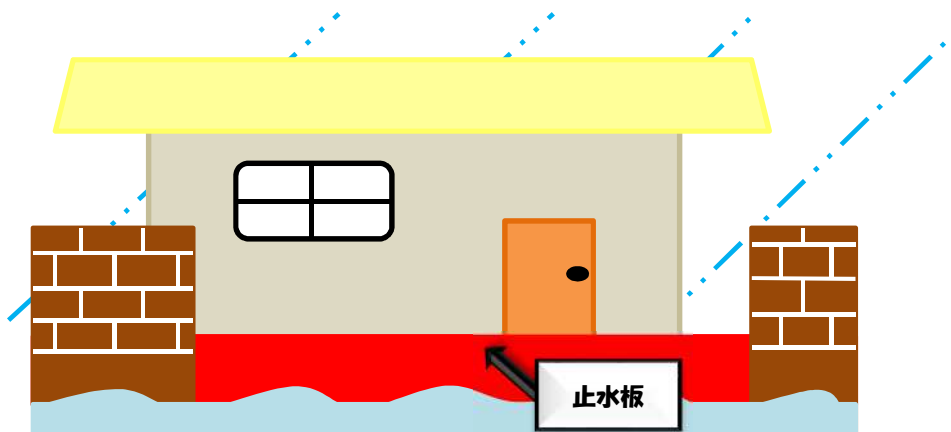


浸水被害を防ぐために

近年、短時間に降る局地的豪雨や、台風による影響で道路冠水が生じ、床上・床下浸水等が多く発生している状況となっています。止水板等を設置することにより、雨水の流入を防ぎ、被害を軽減することができます。

止水板とは？

止水板とは、屋外から建物に雨水が浸入することを防ぐため、建築物の出入口等に非常時に設置する取り外し又は移動が可能な金属等の板のことです。



補助金について

市内にある住宅、店舗、事務所などの建築物の出入口等に止水板を設置する所有者または使用者に設置工事費及び関連工事費の一部を補助します。また、市販されている止水板の購入についても対象となります。

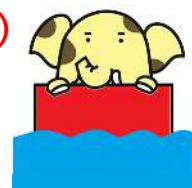
※補助金額 1件あたり上限40万円（工事費または購入費の2分の1）

ただし、予算の範囲内において補助を行うため、事前にお問合せください。

お問合せ先：新座市役所 道路管理課（本庁舎3階）

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

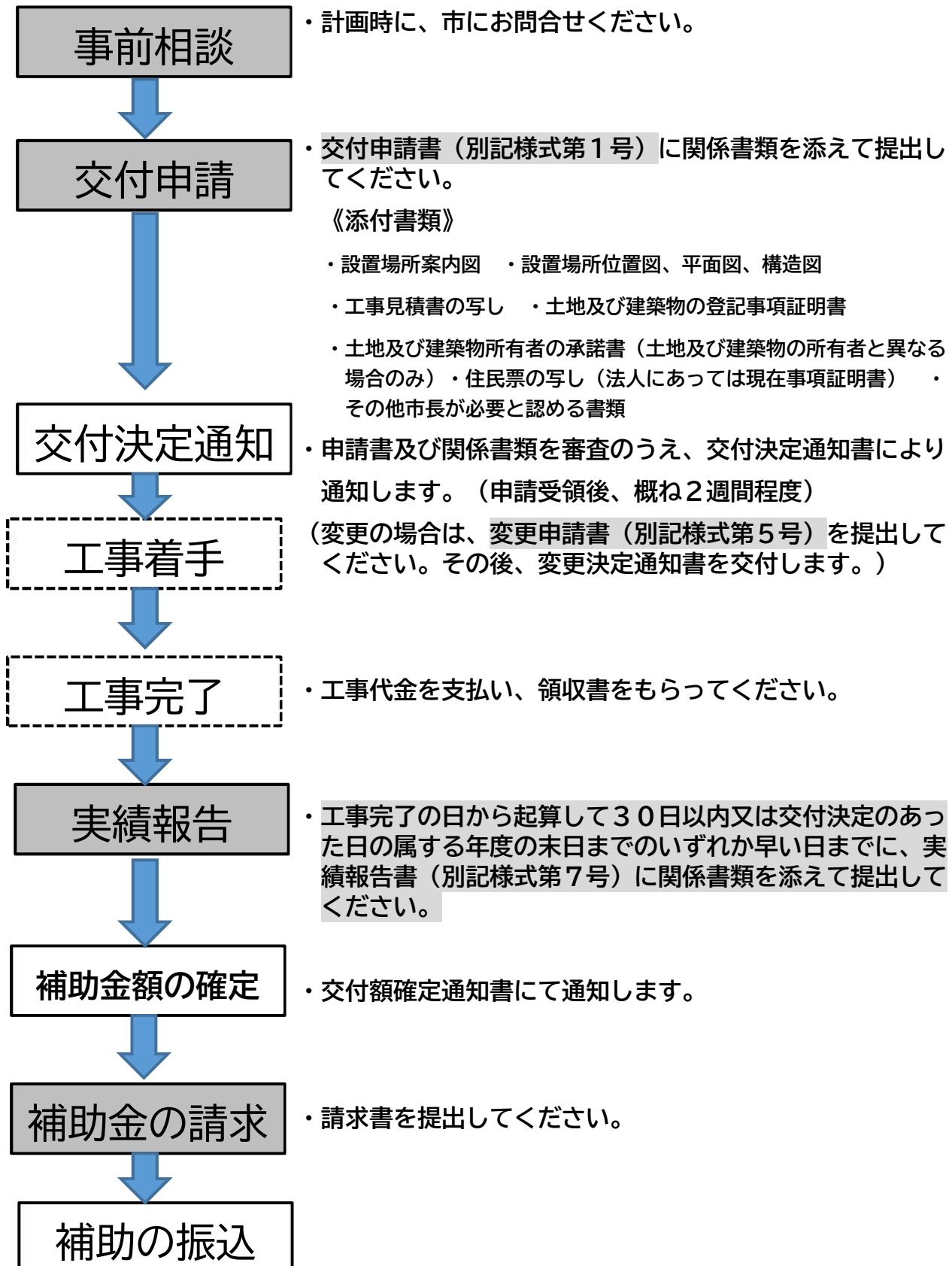
Tel 048-477-4596（直通）



新座 止水板

検索

止水板等設置費補助金交付手続の流れ



申請者が行う事務等

市が行う事務等